

事業所における自己評価結果(公表)

実施時期: 令和3年12月

事業所名 鳥取県立皆成学園 児童発達支援事業「わいわいランド」

公表: 令和4年2月15日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		部屋数やスペースは限られていますが、個別支援が必要な活動(個別学習等)は時間調整を行い使用しています。また、一つの部屋で異なる活動を行う場合は衝立等で仕切って活動場所を分け、短時間で可能な配置換えを行う等の工夫をしながら、活動場所と活動内容が一致するように工夫しています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		基準の定数は満たしています。活動中のお子様の安全面における配慮の徹底や個別的な支援の必要性から1グループあたりの利用人数を調整しています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		お子様が目で見て分かりやすい環境づくり、活動に集中しやすいように刺激物の調整、移動や活動がしやすい動線の設定等、お子様がより自立的に活動しやすいように工夫しています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		感染症予防のための消毒の徹底や専門の業者による清掃により、清潔な空間を保つよう心がけています。また、寒暖による身体的負担の軽減のため、可能な範囲で空調を調整し、快適な環境で活動に集中できるよう配慮しています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返りに、広く職員が参画している)	○		全職員で活動終了直後の振り返りを行い、目標設定の見直し、改善に係る検討を常時行っています。また、「鳥取県発達障がい者支援センター」職員や外部協力(鳥取大学医学部附属病院教授、中部療育園長及びペアレントメンター等)の助言を得ています。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者様向け評価及び年度末に活動内容や支援に関するアンケートを実施しています。また、日々の活動実施時及び会議出席時(個別支援会議等)に保護者様のご意向やご要望を確認し、業務改善を行っています。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		平成30年度から事業所の自己評価及び保護者様向け評価を実施し、評価結果や改善内容について、保護者様への説明、活動空間(相談室)での掲示、皆成学園ホームページで公表しています。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		第三者評価を2年に1回受け、評価結果を学園ホームページで公表し、業務改善につなげています。	
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		研修の情報提供があり、オンライン研修を含め、積極的に参加しています。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		当事業では、児童発達支援計画のことを「個別支援計画」としています。利用開始前やモニタリング時にアセスメントを行い、お子様の発達状況や保護者様のご意向やご要望、関係機関(主に在籍園)から聴き取りを行った上で「個別支援計画」を作成しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		生活及び行動面の適応状況については、当事業所独自のアセスメント表を使用してアセスメントを実施しています。認知面については、「太田ステージ」等に基づきお子様の発達段階を確認し、個別学習等の課題の設定を行っています。お子様の状況等をより詳しく確認できるよう、アセスメント表の改良を適宜検討しています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		児童発達支援ガイドラインに記載の項目を選択し、「個別支援計画」の支援内容を設定しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		「個別支援計画」に沿って、職員間で目標や支援内容を随時確認し、支援を行っています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		活動プログラムは全職員で検討・工夫し、立案しています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		お子様の特性や利用回数(週1回)等を考慮して、意図的に全体の活動の流れ自体は変更していません。各活動毎の内容については、活動終了後に毎回、全職員で振り返りを行い、改善点や変更点を確認し、随時見直しています。今後も各活動毎のプログラム構成や内容について、活動グループのお子様の状況やねらいに合わせて、随時見直しや工夫を重ねていきます。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別的及び小集団活動における支援目標・内容を設定し、「個別支援計画」に盛り込んでいます。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		支援開始前に毎回、全職員で打ち合わせを行い、前回活動の振り返り事項及び支援における配慮事項等を確認・共有しています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		支援終了後に毎回、全職員で振り返りを行い、活動の評価や対応方法、改善点等について確認し、次回の活動や支援に活かすよう取り組んでいます。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		活動記録はデータベースに入力し、職員間でいつでも共有や確認ができるようにしています。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的にモニタリングを行い、「個別支援計画」の見直しを行っています。また、「個別支援計画実施記録票」として保護者様にも説明しています。		

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童発達支援管理責任者及び担当職員がサービス担当者会議に出席しています。	
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		個別支援会議の開催や出席・電話連絡等により、関係機関との連携を図っています。	
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている			現在、該当なし	
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている			現在、該当なし	
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		個別支援会議や在籍園の保育士等見学の際に情報共有を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対応として事業を休業することがありましたが、休業中は電話等によりお子様の状況や支援内容等について情報共有を行っています。	
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		移行をする全てのお子様について、個別支援会議の出席・開催や移行支援会議への出席により、情報共有を図っています。	
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		発達障がい者支援センター及び中部療育園長の助言を受けています。	
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○	現在、全てのご利用者様が地域の保育所やこども園等との並行通園であり、他のお子様と交流・活動する機会をお持ちであるため、当事業の活動においては実施していません。	
	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		当園の代表者が自立支援協議会に参加しています。	
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状態や課題について共通理解を持っている	○		活動中(「きょうけい」や「ピアカウンセリング」の時間)や電話等でお子様の状況について情報共有しています。	
保護者への説明責任等	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		ペアレント・トレーニングについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業もあり、計画的な実施が難しい状況でしたが、「べあさほワークブック」を使用し、要点を絞って実施しています。	
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用契約時に重要事項説明書等により説明を行っています。	
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		児童発達支援ガイドラインのねらいや支援内容に基づき作成した「個別支援計画書」を見ていただきながら、保護者様に説明し、同意を得ています。	
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		個別の相談時間を定期的には設けていませんが、活動中に相談を受けたり、助言を行ったりできるよう努めています。事業実施時間以外の個別相談や電話対応も行っています。	活動中に十分にご相談をお受けできない場合は、個別の相談時間を設けて対応します。定期的に相談対応ができる体制を工夫・検討していきます。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		年に2回、保護者の集いを開催しており、保護者様同士の意見交換・情報共有の場になっています。保護者様同士が連携しやすい機会や方法の検討を続けています。	
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		個別の相談時間は設けていませんが、相談の申し入れがあれば迅速に対応できるように努めています。また事業実施時間以外の個別相談も可能であることを利用契約時に説明しています。	事業実施時間以外の個別相談が可能であることを定期的に分かりやすくお知らせしていきます。また、保護者様が相談しやすくなるよう、定期的に相談対応ができる体制を工夫・検討していきます。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		当事業の内容については、当園ホームページに記載しています。当事業に限った会報等は作成・発行していませんが、当園の広報誌を配布しています。当事業の活動変更や休業等の予定は、来園時やお電話等でお伝えしています。	
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		条例及び契約に基づき、個人情報は適切に取り扱っています。	
	39 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		お子様の発達状況に応じて、あらゆる活動場面で、具体的に短い言葉、写真やイラスト、動作等を使い、お子様が意思や要求を表出しやすく、周囲が把握しやすくなるよう工夫しながらコミュニケーションを図っています。	
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		当事業主催の行事はありませんが、当園として「交流文化祭」等の地域交流行事等を開催し、その中で交流を図り、地域に開かれた運営に取り組んでいます(今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました)。	

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		マニュアル等は策定しています。訓練については、お子様の特性や利用回数(週1回)等を考慮して、ご利用の際の訓練は実施せず、職員のみで実施しています。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		上記のとおりです。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している		○	活動中は保護者様同席のため、職員が直接的に関与しない服薬や予防接種の情報は確認していません。健康上の配慮事項については事前(利用契約時)に確認しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		○	おやつ提供を行う活動があり、アレルギーの有無等を保護者様から確認し、医師の指示書ではなく、保護者様が医師から確認した内容に基づき、対応しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットについては発生時に報告書を作成し、当園内で共有して再発防止の検討を行っています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待防止に関する研修の受講(園内、園外)、当園全職員を対象にした定期的なアンケートの実施、発生時の対応マニュアルの策定等の仕組みのもと、虐待防止を含めたご利用者様の権利擁護に関する取り組みを行っています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している		○	お子様の安全への配慮のため、お子様の体を包み込むような形で抱える等、やむを得ず一時的にお子様の行動を制限する可能性があることを説明し、保護者様の了解を得た上で、「個別支援計画書」にも記載しています。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。